

2017年3月12日 道路交通法が改正(施行)されます

道路交通法改正で普通免許の運転できる内容が変わってきます。

改正後に普通免許取得(交付)される方は、運転できる範囲が変わります。

改正前に取得すれば、現行の免許条件は将来にも引き継がれます。

現行・免許区分						新・免許区分					
乗車定員			10人以下	29人以下	30人以上	乗車定員			10人以下	29人以下	30人以上
総重	最積	区分	普通	中型	大型	総重	最積	区分	普通	中型	大型
11t以上	6.5t以上	大型	大型自動車			11t以上	6.5t以上	大型	大型自動車		
11t未満	6.5t未満	中型	中型自動車			11t未満	6.5t未満	中型	中型自動車		
8t未満	5t未満					8t 限定					
5t未満	3t未満	普通	普通自動車			7.5t未満	4.5t未満	準中	準中型自動車	中型自動車	
					5t未満	3t未満	5t 限定？				
						3.5t未満	2t未満	普通	普通自動車		

これから免許を取られる方はできるだけ早く今年中に取得する方がベストです。

〈 新普通免許で運転できなくなるのは？ 〉

総重量 3.500kg (3トン) 以上
積載量 2.000kg (2トン) 以上 } の車は運転できません。

例えば、2tトラックやキャンピングカーなどになります。

当校では現行普通免許を

早めに取得する事をお勧めします。

堺 ドライビング スクール

堺 自動車 教習 所